

平成18年11月20日

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 御中
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 御中

「適正な電力取引についての指針」(改定原案)に対する意見について

大口自家発電施設者懇話会

今回の改定では、「卸電力取引所における適正な電力取引の在り方」を中心とし、前回改定時以降に相談等のあった個別の事例等を踏まえた記述の追加等がなされており、それ以外の記述は基本的には従前のままと理解しております。

しかしながら、会員会社においては、前回改定以降の事例を踏まえた上で、従前指針に関する意見が出ております。本意見に関して、考え方を示し下さる様、お願い致します。

第二部. I. 2. (1). イ. ⑤ 自家発補給の解除・不当な変更

現行の託送供給契約が1年単位であることより、新規参入者の自家発補給への参入を困難にしている。

託送供給約款の原価回収期間の算定を1年単位としているため、託送契約も1年単位となっているが、原価回収期間の算定を短期間(四半期毎等)にすれば託送契約も短期間に設定することができると思われる。短期間の託送契約が可能となれば新規参入者の自家発補給への参入は容易となり、また、託送供給料金の安価な時期に自家発補給を行う事業者が増えれば、結果としてネットワークの有効活用に繋がるとと思われる。

第二部. I. 2. (1). イ. ⑦ 需給調整契約の解除・不当な変更

指針中に、「負荷の悪化」の具体的な事例が無いと、一般電気事業者で解釈の異なることが予想される。夜間率は向上したものの総電力量が減少した場合はどうか等を示す事例が必要と思われる。

第二部. VI. 2. (1). イ. ① 自家発設備導入・増設阻止等

前回、指針改定(H17.5)時の「指針(改定原案)に対する意見と考え方」の中で、従来徴収していないアンシラリーサービスに係る料金の課金について、老朽更新時についても導入時等と同様との考えが示された。

このことを踏まえ、本文を「自家発電設備の導入・更新等をしようとする需要家に対して…」と言うように、現状の「導入等」を「導入・更新等」に置き換えるのが妥当と考える。

第二部. VI. 2. (1). イ. ② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

アンシラリーサービス等のサービスに係る料金その他取引条件を需要家に対して十分な説明をせずに納得しないまま、一方的に設定することは独禁法上違法となる恐れは無いのか。

以上